

第2期川崎市空家等対策計画の一部改定等の概要について

資料2

1 計画の背景・目的、期間及び位置付け

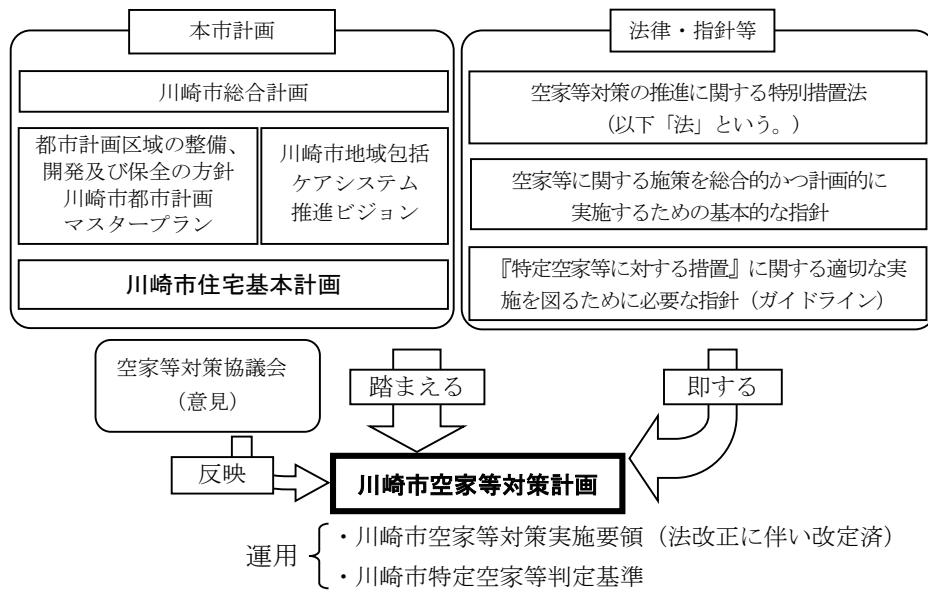
(1) 計画の背景・目的

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年11月に制定、平成27年5月に施行され、本市において総合的かつ計画的な空家等対策を推進するため、平成29年3月に「川崎市空家等対策計画」を策定、空家等の状況を踏まえた4つの基本方針（I～IV）を掲げた。
- 平成29年度から令和3年度の5年間、おおむね計画どおりに予防的取組（基本方針I）、空家等の利活用（基本方針II）、良好な住環境の保全に向けた取組（基本方針III）を、多様な主体と連携し実施（基本方針IV）することで、空家等に対する対策を進めた。
- 令和4年3月に、国の動向や本市の空家等を取り巻く状況の変化等を踏まえ、「第2期川崎市空家等対策計画」を策定した。

(2) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

(3) 計画の位置付け



2 法改正（令和5年度）の背景・方向性

(1) 背景

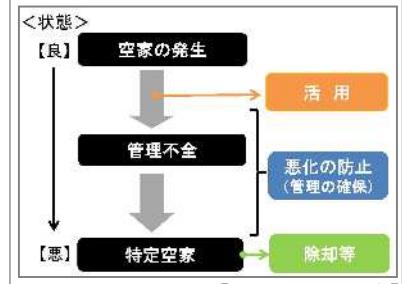
- 居住目的のない空家数は、20年間で1.9倍、今後も増加見込み（全国）
- 改正前の法（平成26年度制定）は、緊急性等に鑑みて周囲に著しい悪影響を及ぼす空家等である「特定空家等」への対応を中心に制度的措置を定めている。
→「特定空家等」になってからの対応では限界



- 除却等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や、適切な管理を総合的に強化する必要

(2) 方向性

- 空家等の「活用拡大」「管理の確保」「特定空家等の除却等」の、3本柱で、対策を強化



(3) 所有者の責務強化

適切な管理の努力義務に加え、国・自治体の施策に協力する努力義務を規定

令和5年6月14日公布→同年12月13日施行

国は「改正法」の施行と共に「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」及び「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」を告示

「第2期川崎市空家等対策計画」を一部改定、
「川崎市特定空家等判定基準」を一部改定、
「川崎市管理不全空家等判定基準」を策定し空家等対策を推進

第2期川崎市空家等対策計画の一部改定等の概要について

3 法改正の概要

(1) 空家等の活用拡大

- ① 空家等活用促進区域制度を創設 (地区内の住民意見を反映させ、特定行政庁の同意を得て計画に規定することが必要)
- ・市区町村が中心市街地等*において、区域や活用指針等を計画に定め、用途変更や建替え等を促進
⇒安全確保等を前提に接道に係る前面道路の幅員規制を合理化、指針に合った用途に用途変更等する場合の用途規制等を合理化

※中心市街地、地域再生拠点、地域住宅団地再生区域、歴史的風致の重点区域、商店街活性化促進区域、農村地域等移住促進区域、滞在促進地区のほか、地域における住民の生活、産業の振興又は文化の向上の拠点であって、生活環境の整備、経済基盤の強化又は就業の機会の創出を図ることが必要であると市区町村が認める区域を想定

- ② 空家等管理活用支援法人制度を創設

- ・市区町村がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定
- ・空家所有者等への普及啓発、市区町村から情報提供を受け空家所有者等との相談対応など
(行政が空家等及び所有者等の情報を支援法人に提供することについて、事前に所有者の同意を書面等で得ることが必要)
- ・空家等管理活用支援法人は、市区町村に財産管理制度の利用を提案

(2) 空家等の管理の確保

- ① 特定空家等になるものを未然に防止

- ・放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等(管理不全空家等)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村から指導・勧告
⇒勧告した敷地に係る固定資産税等の住宅用地特例を解除

- ② 空家所有者等把握の円滑化

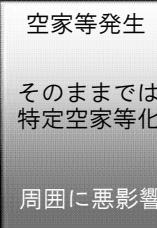
- ・市区町村から電力会社等に契約者の情報提供を要請

<管理不全空家等のイメージ>



良

悪



「管理不全空家等」
…指導・勧告

「特定空家等」
…指導・勧告
命令・代執行

【出典：国土交通省】

(3) 特定空家等の除却等

- ① 状態の把握

- ・「特定空家等」の所有者等に対する報告徴収権*を付与

※これまで任意で報告を求めていたが、法に基づく報告を求められるようになった。
(今後は報告しないことや虚偽の報告に対し過料)

- ② 代執行の円滑化

- ・「特定空家等」の緊急代執行制度を創設 (「特定空家等」への認定、指導、勧告の措置は必須)
・代執行費用徴収を円滑化
(通常の代執行に加え略式代執行・緊急代執行ともに強制徴収可)

- ③ 市区町村に相続財産清算人等の選任請求権を付与

- ・民法の財産管理制度により、相続放棄、所有者不明、相続人不存在の空家等の管理・処分の対応が可能

<財産管理制度のイメージ>



※相続財産清算人、不在者財産管理人、所有者不明建物管理人、管理不全建物管理人、管理不全土地管理人

【出典：国土交通省】

第2期川崎市空家等対策計画の一部改定等の概要について

4 現行計画の基本方針及び方針ごとの対策の実施状況

| 基本方針 | | 施策 | 具体的な取組 |
|---|-------------------------|-------------------------|---|
| 住宅の状況 ↑ 利用中（居住中）→空家化 ↓ 管理不全 | I 予防的取組の推進 | ①空家等の調査 | <ul style="list-style-type: none"> 近隣からの相談などによる空家等の継続的な把握（随時）及び実態調査（H29、R2、R4、R6） 府内空家データベース（空家等の所在地・写真・対応経過等）の更新及び関係課との共有 |
| | | ②市民等への意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、市政だより、啓発パンフレットなどを活用した啓発（随時） 郵送等による所有者等への意向調査及び現状確認の実施、情報提供（650～800件程度/年） 市民等向けの住まいまちづくり講習会の開催（2回/年） 自治会向け出前講座の実施（随時） 解体一括見積サービス WEB サイト運営会社との実証実験 (サイトアクセス数：約2,000件、成約件数：16件【R5年度実績】) |
| | | ③総合的な相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 専門家12団体との協定に基づく所有者向け空家相談対応の実施 (川崎市住宅供給公社「すまいの相談窓口」：20～50件程度/年) 近隣からの空家相談受付（各区地域振興課等）：80～120件程度/年 |
| | | ④住宅の良質化支援 | ・住宅の耐震化やブロック塀撤去等の促進（チラシ等のダイレクトメールへの同封） |
| | | ⑤空家等の流通促進 | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者と連携した中古住宅の流通促進 空家の譲渡所得控除に係る確認書の交付：200件程度/年（随時） |
| | II まちづくりに資する空家利活用の推進 | ①地域のまちづくりに資する空家の利活用 | <ul style="list-style-type: none"> 空家利活用マッチング制度の試行実施 (空家登録：6件、利活用希望者登録：20件【R6.3時点】) |
| | | ②跡地の有効活用 | <ul style="list-style-type: none"> 空家跡地の防災空地としての活用 (密集市街地の改善に向けた取組との連携：5か所) |
| | III 良好的な住環境の保全に向けた取組の推進 | ①適正な管理が行われていない空家等に対する取組 | <ul style="list-style-type: none"> 「川崎市管理不全空家等対策ガイドライン」の策定 適正な管理が行われていない空家等の所有者等への対応：空家等の適正管理依頼文書を送付70件程度/年（区役所等）、建物の適正管理依頼文書を送付30件程度/年（建築指導課等）、その他必要に応じて所有者等への架電・訪問等を実施（随時） |
| | | ②特定空家等に対する措置 | <ul style="list-style-type: none"> 特定空家等への認定及び所有者対応 (R3：1件【所有者により解体済】、R5：1件【所有者が売却済・未引渡】) |
| IV 多様な主体との協働・連携による空家等対策の推進：基本方針Ⅰ～Ⅲの取組について専門家団体や民間事業者等と連携し対応 | | | |

空家等の
活用拡大
法改正
関連部分

特定空家等の
除却等
空家等の
管理の確保

第2期川崎市空家等対策計画の一部改定等の概要について

5 法改正に伴う本市の対応（案）

| 法改正の概要 | | 現行計画での対応状況 | 法改正に伴う対応 |
|---------------|---|--------------------------------|--|
| (1) 空家等の活用拡大 | ①空家等活用促進区域制度を創設 ・市区町村が区域や活用指針等を定めた場合に、接道規制や用途規制を合理化し、用途変更や建替え等促進 ・市区町村は、所有者等に対し、指針に合った活用を要請 | 接道規制は建築指導課で対応中 | ●既に接道規制の許可制度（建築基準法第43条）を適正に運用している。区域を市域の一部のみ定め、建築基準法や都市計画法の規制の緩和をすることについて、 <u>慎重な検討が必要である。</u> ●支援法人が活動するには、本市が所有者等から、空家等の位置や所有者名等の個人情報を支援法人に提供することについての同意を得る必要があり、所有者等の理解を得にくいと考えていることから、指定については、国や他都市の動向を見ながら、 <u>今後検討していく</u> 。【計画P42】 |
| | ②空家等管理活用支援法人制度を創設 ・市区町村は、空家等の管理や活用に取組むNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人として指定 ・所有者への普及啓発、市区町村*から情報提供を受け所有者との相談対応等※事前に所有者の同意を書面等で得る ・市区町村に財産管理制度の利用を提案 | ・相談窓口で随時対応 ・郵送や講習会、HP等で普及啓発 | |
| (2) 空家等の管理の確保 | ①特定空家等になるものを未然に防止 ・国が「管理指針」を告示 ・市区町村は、放置すれば「特定空家等」となるおそれがある空家等を「管理不全空家等」として、指導・勧告 ⇒勧告した「管理不全空家等」の敷地に係る固定資産税の住宅用地特例を解除 | 未対応 | ●国の「管理不全空家等」の指針等に基づき、本市の判定基準（案）を作成し、「川崎市空家等対策協議会」等の御意見を参考に「川崎市管理不全空家等判定基準（案）」をとりまとめ、パブリックコメントを実施し、「管理不全空家等」への対応を計画に位置付け、取組を推進する。【計画P39】 ●各インフラ事業者に対し、必要に応じて情報提供を要請する。 |
| | ②空家所有者等把握の円滑化 ・市区町村から電力会社等に情報提供を要請 | 未対応 | |
| (3) 特定空家等の除外等 | ①状態の把握 ・市区町村に、「特定空家等」の所有者等に対する報告徴収権を付与 | 未対応 | ●国の指針等に合わせ、川崎市空家等対策実施要領を改定し、必要に応じて所有者等に報告を求める。 ●国の指針等に合わせ、緊急代執行に関して計画に位置付け、適宜対応する。【計画P40】 |
| | ②代執行の円滑化 ・「特定空家等」に対し、命令等の事前手続きを経ないとまがない時の緊急代執行制度を創設 ※「特定空家等」への認定、指導、勧告の措置は必須 ・所有者不明時の略式代執行、緊急代執行の費用徴収を確定判決なしで徴収できるよう円滑化 | 未対応 | |
| | ③市区町村に相続財産清算人等の選任請求権を付与 ・市区町村に「財産清算人等」の選任請求権を認め、相続放棄、所有者不明、相続人不存在の空家への対応が可能 | 民法のみで対応を想定 | ●所有者不明または相続人不存在の空家等に対し、「財産管理制度」の活用を計画に位置付け対応する。【計画P38】 |

6 スケジュール

| | 令和5年度 | 令和6年度 | | | | | | | |
|---------------|---|-------|-------------|----|-----------|-------------------------|----|-----|------------------------------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
| 空家等対策計画の一部改定等 | R5.6：改正法公布 R5.11及びR6.2：改定検討会議 R5.12：改正法施行 R5.12及びR6.3：空家等対策協議会 | | まちづくり委員会へ報告 | | パブリックコメント | まちづくり委員会へ報告 計画の一部改定等 | | | 空家等対策協議会 改定計画に基づく空家等対策の推進 |